

設 計 書

予算項目	配水費－委託料
委託番号	委託第 3 9 号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和7年4月14日	履行期間	から
委 託 名	送配水管路敷他草刈業務委託				令和7年10月31日
委託場所	仁井田字新中島地内 ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				委 託 概 要	
		設 計 額 (円)		機械除草	88,600㎡
	業 務 価 格			(集草・処分あり	38,600㎡)
	消費税等相当額			(集草・処分なし	50,000㎡)
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名) 氏名	
				主務者(監督員) (職名) 氏名	

本工事費内訳書（本01）

工事名	送配水管路敷他草刈業務委託				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持							
		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
除草		m2	75,800				単 1号
集草		m2	32,300				単 2号
積込・荷卸		m2	32,300				単 3号
運搬(堤防除草)		千m2	32				単 4号
除草処分		t	17				単 5号
道路維持		式	1				
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
除草	作業形態:機械除草	m2	12,800				単 6号
集草		m2	6,300				単 7号

本工事費内訳書（本01）

工事名	送配水管路敷他草刈業務委託					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
積込運搬		m2	6,300				単 8号	
除草処分		t	5				単 9号	
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

令和7年度 送配水管路敷他草刈区部表

No	草 刈 場 所	(河川区部)						(道路区部)					
		草刈面積(㎡)	回数	計(㎡)	集草・運搬(㎡)	回数	計(㎡)	草刈面積(㎡)	回数	計(㎡)	集草・運搬(㎡)	回数	計(㎡)
1	仁井田字新中島地内							3,120	2	6,240	800	2	1,600
2	卸町五丁目地内	438	2	876									
3	卸町一丁目地内	230	2	460	230	2	460						
4	仁井田新田一丁目地内ほか	1,680	2	3,360	1,680	2	3,360						
5	仁井田福島二丁目地内	193	2	386	193	2	386						
6	檜山石塚町地内							760	2	1,520	760	2	1,520
7	横森二丁目地内							349	2	698	349	2	698
8	横森三丁目丁目地内							343	2	686	343	2	686
9	横森一丁目地内							618	2	1,236	618	2	1,236
10	横森五丁目地内							141	2	282	141	2	282
11	新藤田字中山台地内	1,205	2	2,410	1,205	2	2,410						
12	濁川字菅場地内	73	1	73	73	1	73						
13	寺内字焼山地内	1,955	2	3,910									
14	下新城川水管橋兩岸	113	1	113									
15	浜田送水管路	18,250	1	18,250									
16	手形字大松沢地内	554	1	554									
17	秋雄大橋	50	1	50	50	1	50						
18	焼山資材センター周辺	5,500	1	5,500									
19	金足下刈ポンプ場	50	1	50	50	1	50						
20	金照寺山ポンプ場	40	1	40	40	1	40						
21	宝川ポンプ場	120	2	240	120	2	240						
22	大松沢水管橋取付道	600	2	1,200									
23	藤倉ダム水源地	367	2	734	367	2	734						
24	手形山減圧弁および排水管路口	2,530	1	2,530									
25	添川ポンプ場	14	1	14	14	1	14						
26	太平黒沢ポンプ場	137	1	137	137	1	137						
27	太平地主ポンプ場	10	1	10	10	1	10						
28	太平十三岱ポンプ場	20	1	20	20	1	20						
29	新旭橋水管橋(茨島二丁目)	34	1	34	34	1	34						
30	新屋島木町(十條団地内、水管橋)	90	1	90	90	1	90						
31	太平八田ポンプ場	22	1	22	22	1	22						
32	太平和岱ポンプ場	42	1	42	42	1	42						
33	下浜桂根境川橋	140	1	140	140	1	140						
34	松崎団地ポンプ場、配水池	640	1	640	430	1	430						
35	手形山団地ポンプ場、配水池	1,500	2	3,000	1,500	2	3,000						
36	小山田ポンプ場、配水池	150	1	150									
37	下浜ポンプ場、配水池	3,200	2	6,400	1,000	2	2,000						
38	桜ポンプ場、配水塔	1,460	2	2,920	1,460	2	2,920						
39	桜ひがしポンプ場、配水塔	1,000	2	2,000	1,000	2	2,000						
40	大平台ポンプ場、配水塔	600	2	1,200	600	2	1,200						
41	山手台ポンプ場、配水塔	590	2	1,180	590	2	1,180						
42	桜台ポンプ場、桜台配水塔	937	2	1,874	830	2	1,660						
43	南ヶ丘ポンプ場、配水塔	4,100	2	8,200	4,100	2	8,200						
44	蛭根ポンプ場	2,310	2	4,620									
45	城南ポンプ場	55	1	55	55	1	55						
46	キャンパスタウン自由が丘ポンプ場	120	1	120	120	1	120						
47	椿川送水ポンプ場	177	1	177	177	1	177						
48	椿川配水場	75	2	150	75	2	150						
49	平尾島配水池管理道路							664	1	664			
50	戸島送水ポンプ場	34	1	34	34	1	34						
51	上野台配水池	118	1	118									
52	式田水源地	52	1	52	52	1	52						
53	繁沢増圧ポンプ場	28	1	28									
54	新川送水ポンプ場	43	1	43	43	1	43						
55	鵜養計量場	34	1	34	34	1	34						
56	鵜養配水池	87	1	87	87	1	87						
57	俄沢配水池管理道路							1,210	1	1,210			
58	女米木送水ポンプ場	70	1	70	70	1	70						
59	女米木配水池	50	1	50									
60	萱ヶ沢ポンプ場	70	1	70	70	1	70						
61	萱ヶ沢配水池	840	1	840									
62	上新城保多野ポンプ場	28	1	28	28	1	28						
63	上新城五十丁ポンプ場	15	1	15	15	1	15						
64	第4配水場	446	1	446	446	1	446						
65	手形字西谷地地内							154	2	308	154	2	308
	合 計	53,286		75,846	17,333		32,283	7,359		12,844	3,165		6,330

	草刈面積	集草・処分あり	集草・処分なし
河川区部	75,800	32,300	43,500
道路区部	12,800	6,300	6,500
計	88,600	38,600	50,000

[illegible]

特 記 仕 様 書

送 配 水 管 路 敷 他 草 刈 業 務 委 託

令和 7 年度

秋 田 市 上 下 水 道 局

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、秋田市上下水道局送配水管路敷他草刈業務委託に適用する。

（関係法令等の遵守）

第2条 業務実施に当たり、業務に関する諸法規その他諸法令を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運用は受託者の負担と責任において行うこと。

（準拠すべき図書）

第3条 本業務は、「配水管工事標準仕様書」、「配水管工事標準仕様要領集」（秋田市上下水道局）および、秋田県土木工事共通仕様書に準拠して行うこと。

（実施時期）

第4条 本業務の実施時期については、監督員の指示により実施すること。

1 回目予定 契約日の翌日から7月31日までの期間

2 回目予定 8月12日から10月31日までの期間

（実施箇所）

第5条 本業務の実施箇所は、別紙添付書類のとおりとする。

（現場代理人）

第6条 受託者は、現場代理人を定め、作業中は現場に常駐するとともに、業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。また、現場代理人は、作業前に監督員と打合せをし指示を受けるとともに、作業後に報告をすること。

2 現場代理人は、水道施設等に異常を認めたときは直ちに監督員に報告し、安全対策について指示に従うこと。

（除草方法）

第7条 除草方法については機械および人力とし、薬品等の使用は一切禁止するものとする。

（後片付け）

第8条 受託者は、刈草が散乱したまま終了する事のないように配慮して作業すること。

（業務写真）

第9条 業務写真は、施工前・施工後を同一箇所より同一方向に撮影し、業務完了ごとに提出すること。

（焼却処分）

第10条 集草した刈草については、秋田市総合環境センターにて焼却処分すること。

（委託料の支払い）

第11条 委託料については2回払いとする。

2 受託者は1回目および2回目の業務が完了したときは、速やかに業務（一部）完了報告書を提出しなければならない。

（疑義の解釈）

第12条 委託者、受託者協議によりこれを処理すること。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うこと。

以上